

16番	新井亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1 介護認定の訪問調査が速やかに行われ30日以内に認定結果が届くよう構造的な課題解決を</p> <p><b>【質問趣旨】</b></p> <p>本市の令和8年4月1日現在の高齢化率は30.6%と報告されています。これは全国平均や愛知県平均を上回る状況です。</p> <p>また、「第9期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」における2024年3月時点の推計値30.4%を0.2ポイント上回っており、想定より速いスピードで高齢化が進行していることが分かります。</p> <p>こうした中、高齢の皆さんが介護保険サービスを利用する時に必要な、介護認定のための訪問調査の遅れや(次)</p>	<p>(1)本市の介護保険被保険者の現状と今後の見通し</p> <p>(2)介護認定申請から認定結果が届くまで</p> <p>(3)認定結果の遅れについて</p>	<p>①本市の令和8年4月1日現在の総人口は124,812人であり、平成23年から16年連続で減少しています。一方で、高齢化率は年々上昇しています。また、介護保険制度では、40歳以上の方が被保険者となり、介護サービスを利用するためには要支援・要介護認定を受ける必要があります。</p> <p>本市における介護保険被保険者数及び要支援・要介護認定者数がどのように推移してきたか伺います。</p> <p>②今後の高齢化の進行を踏まえ、本市における介護保険被保険者数及び要支援・要介護認定者数の見通しや推計をどのように捉えているか伺います。</p> <p>①介護保険の認定申請から、結果が手元に届くまでの流れを具体的に伺います。</p> <p>②訪問調査員は、介護サービスを利用したい本人の身体状況や介護状況等を確認するため、本人や家族等と日程調整を行った上で訪問調査を実施しています。現在、本市では訪問調査は申請から2～3週間後になると聞いていますが、認定結果通知を30日以内に届けるためには、訪問調査は申請後何日程度までに完了していることが望ましいと認識しているか伺います。</p> <p>①申請から認定結果が届くまで、法律上は30日以内とされていますが、厚生労働省がまとめた資料によると、本市の令和7年度の平均認定日数は43日となっています。これは、県内44保険者中38番目の遅さです。令和元年9月定例会での一般質問の時は39.1日で当時も30日を超えていましたが、更に遅くなっている現状に対してどのような認識か伺います。</p>

( 1 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	新井亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>認定結果通知の遅れがあり、利用者本人や家族の生活、サービス事業者にも大きな影響を与えています。本来は法律で定められている「30日以内」に結果を届けなければなりません。本市では昨年度は平均43日かかっており、約2週間の遅れが生じています。令和元年9月定例会の一般質問でも同様の質問をした際には39.1日でした。</p> <p>要介護認定申請件数、認定調査件数が増加していくことは以前から予測可能であったと考えますが、認定調査体制の強化が需要増加に追いつかず、認定結果通知の遅れは常態化し、長年にわたり改善されないまま、近年さらに深刻化しています。</p> <p>(次)</p>	<p>(4) 認定結果が遅れる理由について</p>	<p>②認定結果が遅れることで、利用者本人や家族にどのような影響や支障が生じると認識しているか伺います。</p> <p>③認定結果の遅れで、介護サービス事業者やケアマネジャー等にどのような影響や支障が生じると認識しているか伺います。</p> <p>①厚生労働省の資料では、本市の申請から訪問調査までの日数は20.5日であり、県内44保険者中40番目となっています。一方で、厚生労働省の調査では、平均認定日数が30日以内に収まっている保険者は県内で3か所あり、申請から訪問調査までの期間は平均9.5日となっています。これらを踏まえると、本市の認定結果の遅れは、申請から訪問調査までに長期間を要していることが大きな要因であると考えますが、どのような認識か伺います。</p> <p>②厚生労働省の資料には、「介護認定審査会等事務処理期間」という項目があります。これは、主治医意見書入手日または認定調査実施日のうち、いずれか遅い日から二次判定までに要する期間を示しており、つまり認定に必要な情報が揃ってから認定結果が出るまでの期間を表すものです。本市はこの期間についても県内44保険者中31番目の下位に位置しており、認定結果が出るまでに時間を要していることが分かります。この点も認定結果の遅れに影響していると考えますが、どのように認識しているか伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	新井亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>この問題を単なる事務処理上の問題ではなく、認定調査体制が需要増加に追いついていないことによる「構造的課題」、すなわち現場努力だけでは解決できない問題であると考えます。</p> <p>今後も2040年に向け高齢者人口の増加が見込まれる中、本市としてこの問題を構造的課題として捉え、根本的な改善を求め質問します。</p>	<p>(5) 構造的課題を解決するために認定調査員の増員を</p>	<p>③認定調査件数は令和5年度から昨年令和7年度まで年平均約330件増加しています。年々増加する認定調査件数に対し、認定調査員の体制強化が追いついていないのではないかと考えますが、認識を伺います。</p> <p>①令和3年度以降、市の認定調査員数は大きく増えておらず、人員不足を認定調査業務が主ではない市職員が補っていると聞いています。また、認定調査を委託している社会福祉協議会についても、調査員数は増減を繰り返しながらも大幅には増えていません。一方で、市と社会福祉協議会以外への認定調査委託件数は増加していますが、全体に対する割合は令和6年度も令和7年度も6.4%であり認定期間の短縮には至っていません。こうした状況からも、認定調査件数に対して認定調査員数が不足しているのではないかと考えます。</p> <p>認定調査員の資格を持つケアマネジャーが現在1件3,500円で受けている認定調査を、受託しやすい環境整備として委託料を見直す必要があるのではないかと考えますが、見解を伺います。</p> <p>②スムーズな認定調査となるよう、現場は常に努力してきたと考えます。今後も高齢者人口の増加が見込まれる中、認定調査員数を抜本的に増やす取り組みを行わなければ、法律で定められた30日以内での認定結果通知は困難であると考えますが、見解を伺います。</p> <p>③利用者も家族も、事業者の皆さんも待たなしです。社会福祉協議会へ認定調査員を増やすための委託料の増額と、市の認定調査員の増員が早急に必要であると考えますが、見解を伺います。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。